

和福障第3166号
令和5年3月16日
(2023年)

障害福祉サービス等事業者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書の届出について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度に福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等加算（以下、「処遇改善加算等」という。）を算定する事業者につきましては、次の事項に留意してそれぞれ届出書類を提出してください。提出期限までに届出がない場合は各加算の算定はできませんので、手続に遺漏なきようご留意願います。

1 提出先 和歌山市障害者支援課

※法人内の事業所が和歌山県、その他自治体でも指定を受けている場合は、必要に応じ当該自治体への届出も併せて行ってください。

2 提出期限 **【令和5年4月又は5月から算定の場合】**

令和5年4月17日（月）（郵送の場合は当日消印有効）

（※継続・新規・区分の変更に関わらず、令和5年度の処遇改善加算等を算定する全ての事業者は上記期限までに計画書等を提出してください）

3 提出方法 郵送、持参またはメール

（※メールの場合は、件名に「令和5年度処遇改善加算等の届出」と記載の上、送信してください。）

（※郵送により提出する場合は、受付印を押印した控えを送付するための返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの（※料金不足とならないようご注意ください。））を必ず同封してください。）

4 提出書類

（和歌山市ホームページから当該書類をダウンロードしてください。詳細な掲載先は下記を参照してください。計画書は昨年度から様式が変更されていますので必ず令和5年度用の様式をダウンロードし使用してください）

- ・ 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙2-1～2-4）

※処遇改善加算のみを算定する場合→別紙2-1及び2-2を提出してください。

※処遇改善加算及び特定加算を算定する場合→別紙2-1、2-2、2-3を提出してください。

※処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算を算定する場合→別紙2-1～2-4を提出してください

・ **【新規・区分の変更の場合】**

必要に応じてキャリアパス区分を満たすことが分かる就業規則や賃金規程等

・ **【新規・区分の変更の場合は、事業所ごとに下記の書類も提出してください】**

【障害福祉サービス】介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

【障害福祉サービス】介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

【障害児通所支援】障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書

【障害児通所支援】障害児通所給付費算定に係る体制等状況一覧表

5 注意事項

・「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月10日付け 障障発0310第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）【下記の和歌山市ホームページからダウンロード】を参照し、計画書を作成してください。

・令和5年6月以降、年度途中で当該加算を新たに算定しようとする場合にあっては、算定を開始しようとする月の前々月の末日が提出期限となります。

・特定処遇改善加算を算定する場合は、障害福祉サービス等情報公表制度等を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載して特定処遇改善加算に基づく取組を公表してください（見える化要件）。

（※令和3年度及び令和4年度は「見える化要件」は特定処遇改善加算の算定要件ではありませんでしたが、令和5年度は「見える化要件」が特定処遇改善加算の算定要件となっています。）

6 その他

・本通知は、法人あてに送付させていただいております。

・届け出に必要な様式その他必要な手続き等は本市ホームページをご参照ください。

ページ検索方法（以下のどちらからでも検索可能です）

（番号検索）市トップ画面右側の広報ページ番号検索欄にページ番号「1049326」を入力

（階層検索）和歌山市ホームページ 事業者（トップ画面上段）

↳ **福祉 / 障害福祉サービス等事業者の方へ（ページ下部中央）**

↳ **障害福祉サービス等事業者の方へ**

↳ **お知らせ**

「令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について」

【提出先・連絡先】

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市福祉局社会福祉部 障害者支援課

指定審査グループ 事業所指定担当

TEL：073-435-1060 FAX：073-431-2840

Mail：shogaishashien@city.wakayama.lg.jp